

会 議 結 果 報 告 書

- | | | | | | | |
|---|-------|----------------------|----|---|---|----|
| 1 | 定例会 | | | | | |
| 2 | 開会日時 | 令和5年12月26日（火）午後1時30分 | | | | |
| 3 | 閉会日時 | 令和5年12月26日（火）午後2時11分 | | | | |
| 4 | 出席者 | 教育長
教育委員 3人 計4人 | | | | |
| 5 | 議決件数 | 3件 | | | | |
| 6 | 議決の状況 | 原案可決 | 2件 | 承 | 認 | 1件 |
| | | 一部修正可決 | 0件 | 同 | 意 | 0件 |
| | | 継続審議 | 0件 | | | |
| 7 | 議事録 | 別添のとおり | | | | |

教育委員会定例会議事録

1 会議年月日 令和5年12月26日（火）

2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室

3 出席者

教育長	新田 憲章
委員	上之園 公子
委員	神原 謙治
委員	玉井 節夫

計4人

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

【会議等】

・12月 8日（金）～12日（火） 令和5年第6回府中町議会定例会

日程第3 報告第19号 専決処分の報告について「教育委員会の任免に係る職員のうち係長以下の職員の任免その他の人事に関することについて」

日程第4 報告第20号 代理行為の承認について「付議事件に関する意見聴取について」

日程第5 第18号議案 府中町いじめ防止基本方針の一部訂正について

日程第6 第19号議案 産業医の委嘱について

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	榎並 隆浩	教育総務課長	藤永 政己
学校教育課長	立花 淑子	社会教育課長	竹林 邦彦
社会教育課主幹	小路 和司	教育総務課課長補佐兼総務係長	谷口 司

6 議事の内容

（開会 午後1時30分）

教育長

本日の教育委員会会議は、府中町教育委員会傍聴規則により許可された方が傍聴されております。また、本日は、松本委員が欠席されておりますが、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから、定例、教育委員会会議を開催します。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございますが、よろしいですか。

（異議なし）

教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。府中町教育委員会会議規則第18条第3項の規定により、私と上之園委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

では次に参ります。日程第2、教育長報告を議題といたします。教育長報告は、会議等についてのみの1件です。12月8日金曜日から12日火曜日に開催されました、令和5年第6回府中町議会定例会についてです。この件の詳細について、教育総務課長が報告します。

教育総務課長

教育総務課長です。令和5年第6回府中町議会定例会の概要について説明します。本議会は、12月8日金曜日から12日火曜日までの5日間の日程で行われ、初日に報告1件と議案18件、また最終日に追加報告1件について審議されました。このたびの議案の中には、神原教育委員の任期が12月21日までであることを受け、引き続き教育委員をお願いするため、教育委員会委員任命の同意議案が提出され、承認されました。任期は、令和9年12月21日までの4年間となります。それ以外の教育委員会関係の議案については、このあと日程第3でご報告いたします。また、11日月曜日和12日火曜日には、一般質問が行われましたので、その概要について説明いたします。本議会では、全体で12人の議員から12の一般質問がありました。そのうち教育委員会関係については、3人の議員から3つの質問がありました。

一つ目が、西山議員からの質問「教師を取り巻く環境整備について」として、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策」を踏まえた取組の徹底等の通知が令和5年9月に文部科学省から発出されたことから、府中町の現状について質問されました。答弁では、平成29年度から令和元年度の3年間文部科学省の「学校現場における業務改善加速事業」を受託し、広島県教育委員会と共同して教師を取り巻く環境の整備に係る取組を進め、正規の勤務時間を超えて学校内にいる時間が月45時間を超える教員の割合が平成30年10月と令和4年度10月で比較すると小学校が74.7%から51.8%、中学校が78.9%から68.8%へ減少するなど一定の成果があったこと、通知に示された「学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進」「学校における働き方改革の実効性の向上等」「持続可能な勤務環境整備等の支援の充実」については、令和5年度から実施の学校給食費の公会計化、町内すべての学校に設定されているコミュニティスクールを核とした地域学校協働活動の推進、支援スタッフの配置を町独自で継続配置するとともに今年度から部活動指導員の配置など継続的に教師を取り巻く環境整備を進めていること、また継続して改善を図っていききたい旨答弁しました。

二つ目が、狩野議員からの質問「学校プールの老朽化での取組について」として、民間プールを利用した水泳事業でよかった点や課題、課題を次年度以降どのように改善していくか、今後のプールのあり方、どのような運用を考えているかについて質問されました。答弁では、よかった点については、天候に左右されず計画的に事業を実施できること、民間事業者のインストラクターと教員との連携により専門的な指導が行えること、水質管理業務が不要となり教員の業務軽減になっていること、課題としては、指導方法、評価方法の打ち合わせに時間を要したが、継続実施することで現在は解消され、課題がある場合も打ち合わせの中で改善し対応していること、送迎時の安全確保については引き続き安全対策の徹底を求めていく必要があること、今後の学校プールのあり方、運用については、7校すべてを町内の民間事業者で実施することは難しいと考えており、町外の民間施設の活用や他校の施設を利用する共同利用を含め検討していく旨答弁しました。

三つ目が、宮本議員からの質問「増加するいじめについて」として、平成26年度及び令和4年度までの3か年のいじめの認知件数、いじめ防止に向けての取組について質

問されました。答弁では、いじめの認知件数について、小中合わせて平成26年度8件、令和2年度21件、令和3年度18件、令和4年度23件となっており、増加している要因として日々の児童生徒への観察や声掛け、いじめアンケートの実施等児童生徒の不安や悩みを把握し、積極的にいじめと認知し早期発見に努めていること、いじめ防止の取組としては府中町いじめ対策推進委員会においていじめ防止に係る取組を協議し、いじめ防止のための標語コンクールを実施することで児童生徒がいじめについて考える機会をつくるとともに、優秀作品を広く紹介することでいじめを許さないという意識を広く啓発していること、青少年教育相談員、スクールカウンセラーを配置し、安心して相談できる体制づくりをしていること、教育委員会主催の研修においていじめをはじめとした生徒指導に関する研修を行っていること、各学校においても校長のリーダーシップのもと、組織的な指導を徹底するとともに関係機関や地域との連携によりいじめの未然防止、早期発見や早期対応の取組を行っていること、また、今後もいじめ防止に向けた取組を継続して行っていく旨答弁しました。

本日、これらの一般質問通告書と1回目の答弁原稿を資料として配布しておりますので、詳細な内容については、後ほど資料をご確認いただければと思います。説明は以上です。

教育長

今、説明がありましたように神原委員に二期目のお願いをすることになりました。引き続きよろしくお願ひ致します。それでは、会議等につきまして、何かご質問等ございませんか。

神原委員

先ほどの教師を取り巻く環境整備についてという形で議員からご質問されたという形で回答されていたんですけれども、前回の会議のときにも話をしたように、さらなる改革を進めていくために他の自治体の参考事例として、以前お聞きしたテストの採点システムですね、そういったものも例えば府中町で採用する、一度検討する機会をもってもいいんじゃないかと少し感じているところがあるので、前回ご紹介させてもらった山梨県富士吉田市が導入されているデジ楽というテストの採点システムですね、それだけに限らないと思うんですけれども、そういったものも活用する、若しくは事前に調べて、コストもあると思うんですけれども、そういったものを活用することで、どれだけ先生のテストの採点時間が削減できるかということも一度調べてみていただければなという風には思います。以上です。

教育長

学校教育課、何かありますか。

学校教育課長

また、調べてみたいと思います。ありがとうございます。

教育長

他に何かございますか。はい、玉井委員。

玉井委員

学校プールのことで民間プールの活用ってのがあるんですけれども、やはり学校のプールがだんだん古くなっていますから、それを新しくするには莫大なお金もかかるし、だからと言ってプールがないのは困るところなんですけど、ですから民間プールを活用するというのはいくつのいい方法だなと思います。天候に左右されないし、専門性のある先生がプールの指導されるというので。ただやっぱり心配なのが指導方法や評価が学年によっては評価方法も変わってくるので、その辺はどうなのかなと思ったんですが、民間プールの先生と相談しながら進められているのは、これからも進めてもらえたらなと

思います。あと、送迎について、その民間プールに行くところまでの送迎について、これからも考えていかなければいけないのかなと思いました。

教育長

何かございますか。事務局から。

教育総務課長

教育総務課長です。送迎につきましては、確実に安心、安全にというのがどうしても確保できるものではないですけれども、広い道を通るなど配慮を民間の事業者にしていただきながら安全な運航に努めているところです。今後も引き続きそのような配慮を民間事業者と教育委員会が話をしながら安全に運航していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

教育長

今のに付け加えますと、7校全部に民間施設にというのは、民間のプールに限られているので、共同利用とかですね、併せて考えていく必要があります。これにつきましては、今検討も進めておりますので、時機を見まして相談させていただきたいと思います。よろしいですか。続いて、委員の皆様から、ご意見などありましたらお願いします。

(なし)

教育長

ないようでございます。では、次に参ります。日程第3、報告第19号を議題といたしますが、その前にお諮りします。日程第3については、人事に関する案件であるため、非公開が適当と思われます。ついては、日程第3の議事内容について、非公開とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手)

教育長

出席委員の3分の2以上と認め、報告第19号については、非公開とします。ここで、傍聴されている方は、退席をお願いいたします。

(傍聴人 退席)

(傍聴人 着席)

教育長

では、次に参ります。日程第4、報告第20号、代理行為の承認について、付議事件に関する意見聴取についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。報告第20号、令和5年12月26日、代理行為の承認について、付議事件に関する意見聴取について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。報告第20号、代理行為の承認についてご説明いたします。令和5年第6回府中町議会定例会に提出された議案のうち教育委員会関係分について、令和5年11月30日付けで府中町長から教育委員会へ意見聴取の協議がありましたが、教

育委員会会議を開催する暇がなかったため、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により代理し、同意する旨の回答を同日付けで行いましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものです。それでは、議案の内容について資料の順番に説明いたします。資料4ページから22ページまでが第43号議案、令和5年度府中町一般会計補正予算（第7号）です。8ページをご覧ください。地方債補正です。追加です。起債の目的は小学校施設改修等事業、限度額は1,470万円です。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりで、当初予算の他の事業と同様となっております。9ページです。変更です。起債の目的、公共施設維持保全事業の限度額は、補正前が1億1,380万円、補正後が1億4千万円です。起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更はありません。12ページをご覧ください。歳入です。款、町債、項、町債、目、教育債、公共施設維持保全事業債は、2,620万円の増額補正です。地方債の種別変更による増額です。続いて、小学校施設改修等事業債は、歳出・教育費、小学校施設改修等事業の特定財源で、1,470万円の増額補正です。起債充当率は75%です。13ページから歳出です。初めに、職員給与費事業や会計年度任用職員関係以外を説明いたします。款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費、中段の学校ICT環境整備事業は、895万4千円の増額補正です。児童生徒が使用する学習者用パソコン等に係る経費です。物品修繕料は、学習者用パソコンの破損や故障等に対応するための修繕料が当初の見込みを上回ったもので、417万7千円の増額です。教育振興用備品は、令和6年度からの児童生徒数及びクラス数の増加に対応するための新規購入に要する経費で、477万7千円の増額です。14ページをご覧ください。項、小学校費、目、学校管理費、中段の、小学校管理運営事業は、280万円の増額補正です。消耗品費、149万円、学校管理用備品、82万4千円の増額補正です。令和6年度の児童数・クラス数の増加に対応するため、不足する備品等を計上しています。消耗品費として、児童用の机・椅子、学校管理用備品として、教卓、片袖デスク、シューズボックスを計上しています。続いて、小学校施設改修等事業は、2,350万7千円の増額補正です。府中小学校教室増設工事は、府中小学校が令和6年度から2クラス増となる見込みであるため、2階・3階にある現在ホールとして活用しているスペースを教室とするため、施設改修を行う経費として1,970万1千円を計上しています。特定財源として地方債を充当します。次の施設用備品は、府中南小学校の音楽室に空調設備を設置する経費として1教室分、380万6千円を計上します。15ページをご覧ください。下段の小学校ICT環境整備事業は430万2千円の増額補正です。物品修繕料は、校務系パソコン等の修繕料が当初の見込みを上回ったことから、76万8千円の増額補正です。学校情報通信ネットワーク環境整備業務委託料は、府中小学校の教室増に合わせて、無線アクセスポイントを設置する業務で、40万円の増額補正です。教育振興用備品は令和6年度からの学級増に備えて、電子黒板と充電保管庫を増設する経費で313万4千円の増額補正です。16ページをご覧ください。項、中学校費、目、学校管理費、中段の中学校管理運営事業は、58万円の増額補正です。消耗品費、38万6千円、学校管理用備品、5万6千円の増額補正です。令和6年度の生徒数・クラス数の増加に対応するため、不足する備品等を計上しています。消耗品費として、生徒用の机・椅子など、学校管理用備品として、片袖デスクを計上しています。17ページをご覧ください。中学校ICT環境整備事業は117万円の増額補正です。物品修繕料は、校務系パソコン等の修繕料が当初の見込みを上回ったことから、43万3千円の増額補正です。学校情報通信ネットワーク環境整備業務委託料は、府中緑ヶ丘中学校の学習室を通常学級として使用するため、無線アクセスポイントを設置する業務で、43万8千円の増額補正です。教育振興用備品は令和6年度からの府中中学校の学級増に備えて、電子黒板1台を増設する経費で29万9千円の増額補正です。その他、職員給与費事業や会計年度任用職員の報酬等の補正を行っております。のちほど説明します特別職、一般職、会計年度任用職員の期末勤勉手当の引き上げ等の増加等によるものです。次に、23ページから26ページ、第50号議案、府中町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費等に関する条例の一部改正についてです。26ページをご覧ください。1、改正の趣旨は、令和5年8月の人事院勧告に準じ、特別職の職員で常勤のものの期末手当の

支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものです。２、改正事項の概要は、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を０．１月分引き上げ、年間支給割合、現行４．４０月分を４．５０月分とするものです。３、施行期日は、公布の日です。ただし、令和６年６月期以降の期末手当に係る規定は、令和６年４月１日から施行します。また、令和５年１２月期の期末手当に係る規定は、令和５年１２月１日から適用します。次に、２７ページから４８ページ、第５１号議案府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてです。４７ページをご覧ください。１、改正の趣旨は、令和５年８月の人事院勧告に準じ、給料表及び手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものです。２、改正事項の概要は、第１条及び第２条による改正は、府中町職員の給与に関する条例の一部改正となります。（１）常勤一般職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ０．０５月分合わせて０．１月分引き上げ、期末・勤勉手当の合算による年間支給割合、現行４．４０月分を４．５０月分とするものです。（２）再任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ０．０２５月分合わせて０．０５月分引き上げ、期末・勤勉手当の合算による年間支給割合、現行２．３００月分を２．３５０月分とするものです。４８ページをご覧ください。（３）行政職及び消防職給料表の給料月額を平均１．０６％、額にして３，２７９円引き上げます。次に、第３条及び第４条による改正は、府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正となります。（４）会計年度任用職員の期末手当の支給割合を０．０５月分引き上げ、年間支給割合、現行１．４５０月分を１．５００月分とするものです。会計年度任用職員の期末手当に係る改正は、昨年度まで翌年度施行としていましたが、常勤職員の給与改定に係る改正に準じる取扱いとするよう、今般国から通知が発出されたことから、今回は今年度施行としております。また、規則で定めていることから本議案の内容ではありませんが、人事院勧告に準じた会計年度任用職員の報酬の改定についても、昨年度までの翌年度施行から今年度施行とするよう事務を進めており、所要の経費については、本議案に係る経費を含め、今回の補正予算に計上しているところです。３、施行期日は、公布の日です。ただし、２（１）、（２）及び（４）のうち、令和６年６月期以降の期末手当及び勤勉手当に係る規定は、令和６年４月１日から適用します。２（１）及び（２）のうち、令和５年１２月期の期末手当及び勤勉手当に係る規定並びに（３）は、令和５年４月１日から適用します。２（４）のうち、令和５年１２月期の勤勉手当に係る規定は令和５年１２月１日から適用します。次に、４９ページから５３ページ、第５７号議案、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更に係る協議についてです。５３ページをご覧ください。１、提案の理由です。広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更に関し、関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求めるものです。２、規約変更の概要です。広島県市町総合事務組合における退職手当の支給に関する事務について、府中町が新たに共同処理を開始するにあたり、規約の変更を行うものです。議決後は、関係地方公共団体との協議を経て、規約の変更を行うとともに、３月定例会での関係条例の廃止等の後、広島県市町総合事務組合において共同処理を開始する運びとなります。３、施行期日は、令和６年４月１日です。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

神原委員

資料１３ページの中段にありました学校ＩＣＴ環境整備事業のうちの物品修繕料についてなんですけども、前回の玉井委員からも提案があったようにタブレットの使用方法、故障したときですね、操作方法などがどのような形になっているのかということもこの修繕料としてですね、壊れたから単に計上するのではなくて、こういった形での壊れ方だとか修繕の費用がかかったのかということも細かく調べる必要があるのではないのかなと思いましたので、次回分かることがありましたら教えていただければと思います。

学校教育課長

学校教育課長です。修繕につきましては今3年度から使用を開始しておりまして、5年度、3年目ということ、2年末で買ったので年度で言えば4年目というふうになるんですけども日々、年々修繕が増加しているということがあります。前回もちょっとお伝えさせていただきましたように、報告書というのは故障したときと破損したときというので、報告をしていただいているところではあります。確かに、ご指摘いただきましたようにどういうふうに壊れたのかというところもきちんと今一度確認しながら対応していきたいと思います。

教育長

今の質問は、次回でもよいからということなので、その件数を説明できるような資料で、いわゆる故障の分と破損と、破損のときの保護者負担と公費負担とかあると思うので、そのところを次回の教育長報告のところで入れてください。

学校教育課長

はい、わかりました。

教育長

他にございますか。

(なし)

教育長

よろしいですか。無いようでございます。よって日程第4、報告第20号については、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第4、報告第20号についてはそのように決めます。では、次に参ります。日程第5、第18号議案、府中町いじめ防止基本方針の一部訂正についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第18号議案、令和5年12月26日、府中町いじめ防止基本方針の一部訂正について、府中町いじめ防止基本方針の一部訂正について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。第18号議案、府中町いじめ防止基本方針の一部訂正について説明します。1枚めくって裏面をご覧ください。1、訂正の趣旨です。国におけるいじめの定義が、昭和61年以来、平成6年、平成18年、そして平成25年のいじめ防止対策推進法の施行にあわせて変遷してきました。しかし、平成26年3月25日に策定した府中町いじめ防止基本方針におけるいじめの定義が、平成18年に国が定義した内容のままとなっていましたので、これを平成25年に制定されたいじめ防止対策推進法の定義にあわせて訂正するものです。2、概要です。平成26年3月25日に策定した府中町いじめ防止基本方針におけるいじめの定義を、いじめ防止対策推進法の第二条の定義にあわせて訂正します。訂正内容の全文は、府中町いじめ防止基本方針の1、いじめについてのところになりますので読み上げます。いじめ防止対策推進法第2条において、いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児

童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。と定義されている。に訂正します。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。

（な し）

教育長

ないようでございます。よって日程第5、第18号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第5、第18号議案についてはそのように決めます。では、次に参ります。日程第6、第19号議案 産業医の委嘱についてを議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第19号議案、令和5年12月26日、産業医の委嘱について、産業医の委嘱について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。第19号議案、産業医の委嘱について説明します。労働安全衛生法などに基つき、府中町立学校のうち常時勤務する職員数が50人以上の学校に産業医を置くこととなっております。現在、府中町立の小・中学校では、府中小学校、府中南小学校、府中中央小学校、府中中学校、府中緑ヶ丘中学校の5校がこれに該当することから、産業医を選任するものです。産業医配置につきまして、一般社団法人安芸地区医師会へ依頼していたところ、この度、3名の医師の推薦・承諾をいただきました。では、委嘱する医師について説明いたします。前野努医師は、前野医院の院長で、府中小学校の産業医となります。秋山陽子医師は、株式会社SUNNY産業医事務所に所属で、府中南小学校と府中中央小学校を兼任されます。佐久間和代医師は、西村内科医院にお勤めで、府中中学校と府中緑ヶ丘中学校を兼任されます。任期は、令和6年1月1日から令和6年3月31日までです。なお、業務内容ですが、原則、月1回専門家として学校衛生委員会への出席のほか職場巡視、教職員に対する衛生教育、健康相談、保健指導、休職・復職等に係る相談、ストレスチェックの結果に基づく面接指導、時間外勤務が80時間を超える教職員に対する面接指導、そして所属長からの情報提供に対する指導などをしていただきます。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございませんか。これは、3か月になっているんですが、その後はどうなるのか追加で説明してください。

学校教育課長

その後につきましても1年の任期で、また安芸地区医師会に依頼をかけまして推薦をいただくことになります。他の学校医であるとかと同じように同時期にさせていただく予定です。

教育長

ですから任期は一年ですね。

学校教育課長

はい、一年です。

教育長

他にございませんか。よろしいですか。

(な し)

教育長

ないようでございます。よって日程第6、第19号議案については、原案のとおり可決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、日程第6、第19号議案についてはそのように決めます。以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉会 午後2時11分)